

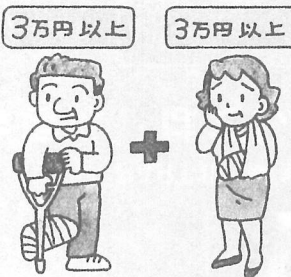
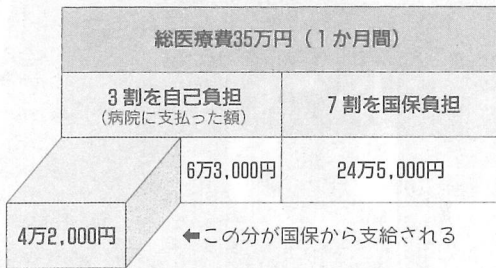
—高額療養費—

63000円を 超えたら

国民健康保険に加入の方がお医者さんにかかった場合、3割(退職者は2割)の自己負担金を支払いますが、同じ患者さんが同じ月内に1つのお医者さんなどに支払った自己負担金が63,000円(住民税非課税世帯は35,400円以上)を超えた場合、超えた額を国保から後日払い戻されます。

町国保では、該当すると思われる方には、前もって通知を差し上げていますので、この通知が届いたら①被保険者証②認め印③お医者さんへ支払った医療費の領収書を持って住民課国保係へ申請の手続きをお願いいたします。

(例) 1か月の総医療費が35万円かかったとき



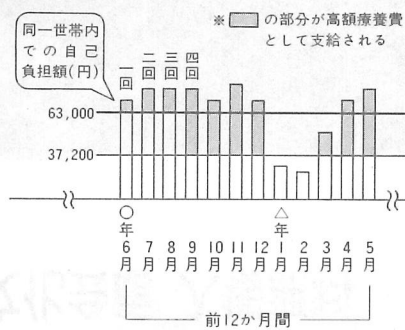
合算して
6万3,000円
を超える分
を支給

世帯合算が
できます

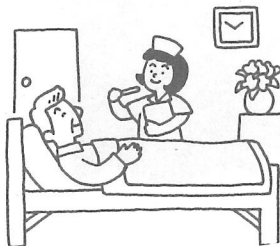
ひとつの世帯で、同じ月内に医療費の自己負担が30,000円以上(住民税非課税世帯は21,000円以上)の場合が2回以上あったとき、それらの額を合算して、合計で63,000円(住民税非課税世帯は35,400円)を超える分についてあとで支給されます。

血圧計を 設置しました

住民課の窓口で血圧計を設置しましたので、みなさんの健康管理にお役立てください。



過去12ヶ月以内、ひとつの世帯で高額療養費の支払いが3回以上あった場合、4回目以降は1ヶ月37,200円(住民税非課税世帯は24,600円)を超えた分についてあとで支給され



- ### 自己負担額の 計算は
- ①月の1日から月末まで、つまり暦月ごとの受診について計算
 - ②病院、診療所ごとに計算
 - ③総合病院の各診療科は、それぞれ別計算。ただし、入院患者が他の科で受けたときは合算(歯科は別)。
 - ④同じ病院で内科などと歯科がある場合、歯科は別計算。
 - ⑤ひとつの病院、診療所でも通院と入院は別計算。